

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会について

1. 概要

対象となる被相続人（亡くなられた方）について相続人が相続放棄や限定承認の申述をしたかどうかを照会するための手続です。

2. 照会することができる方

(1) 相続人

なお、既に相続放棄申述が受理された方は相続人には該当しませんが、別途法律上の利害関係があることを疎明すれば照会が可能となることもあります。

(2) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

3. 照会先

被相続人の最後の住所地（住民票除票又は戸籍附票などで確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所（管轄区域については、当ホームページ、「裁判手続き利用の方へ」⇒「各種案内（石川県内 ○管轄、問い合わせ窓口等はこちら）」⇒「管轄」で確認してください。

※ 住民票除票又は戸籍附票を取得できない状況等、被相続人の最後の住所地が確認できない場合に戸籍に記載されている被相続人の死亡地でも回答しますが、死亡地と最後の住所が異なっている可能性もありますので、死亡地で照会した場合は、実際の受理状況と異なる回答となる可能性もあります。

4. 照会手数料

照会手数料は不要です。

5. 照会に必要な書類

(1) 照会者が相続人の場合

ア 被相続人の最後の住所地の住民票除票（必ず本籍記載のもの）のコピー
（住民票除票に代えて、戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可）

イ 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等）のコピー

ウ 照会者が当該相続人本人であることが確認できる公的書類（運転免許証など）のコピー

エ 宛先を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

※ 直接裁判所まで取りに来られる場合、エは不要です。

(2) 照会者が相続人以外の利害関係人（債権者等）の場合

ア 照会者の資格証明資料

a 法人の場合

照会者が当該法人の代表者（登記されている支配人も可）であることを確認できる代表者事項証明書等のコピー

※ 支店長名による照会は、登記されている支配人でない限りでないできません。

b 個人の場合

利害関係人本人であることを確認できる公的書類（住民票等）のコピー

イ 利害関係疎明資料

利害関係の内容、利害関係人の住所及び氏名、被相続人の住所、氏名及び生年月日を確認できる契約書、不動産登記事項証明書、判決書等のコピー（契約書等だけでは利害関係を把握できない場合には、利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

ウ 被相続人情報確認資料

被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）のコピー
（住民票除票に代えて、戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可）

エ 宛先を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

※ 直接裁判所まで取りに来られる場合、エは不要です。

オ 債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係人から債権回収の委託を受けた者である場合には、利害関係人から照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等のコピー

(3) 代理人弁護士が照会者の場合

相続人又は被相続人に対する利害関係人（債権者等）から委託された弁護士である場合には、(1)又は(2)の所要の資料のほか委任状の原本

※ 弁護士以外は代理人になれません。

6 再照会の場合の添付資料

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会に対する回答から1年以内に被相続人に対する同一の利害関係人に基づいて再び照会を行う場合には、前回の回答書のコピーを添付すれば5記載の添付資料等（返信用封筒を除く。）を省略できます。

なお、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

7 相続放棄等の申述受理証明書の申請

相続放棄等の申述受理証明書の発行に当たっては、更に添付資料が必要となる場合があります。また、相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会と異なり、手数料（1件について収入印紙150円）が必要です。

なお、相続放棄等の申述受理証明書の申請に先立って相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会を行っている場合には、回答書の写しも添付してください。